住み慣れた地域で安心して暮らせるために、成年後見事業を開始しました。

■成年後見制度と利用者

認知症や知的・精神障がい等によって、自分一人で物事を決める自信がなかったり、判断が十分にできなくなった場合に「家庭裁判所」に申し立てを行い、選任された人(成年後見人等)が支援や代行する制度です。申し立ては本人・配偶者・4親等内の親族・検察官・市町村長が行うことができます。判断能力に応じて「補助」・「補佐」・「後見」の3種類の類型に分けられます。

法定後見 任意後見(任意後見契約) 制度 現在、 の財産管理と身上監護の事務の代理権を与える 判断能力が十分でない者 判断能力が著しく不十分な者 裁判所に申し立てを行う。 を公正証書によって結んでおき、判断能力が低下した場合に家庭 自分の選んだ人(任意後見人)に、 補 (中度の認知症の方など) 補 、軽度の認知症の方など) 判断能力が常に欠けている者 後見 (重度の認知症の方など) 助 佐 判断能力が十分な状態にある人が、 判断能力が不十分になった時 ●保護・支援の内容(法律行為) 将来に備えて利用する 〇財産管理(金銭に関する管理) ・預貯金や実印・銀行印の管理 「任意後見契約 ・公共料金や税金などの日常生活上の各種支払い など 〇身上監護 (生活に関する支援) ・福祉サービスや施設入所するときの契約 ・年金や社会保険の手続き など

●費用

費用は1年に1回、裁判所に法人後見業務の報告を行った際に、本人の資力に応じて家庭裁判所 が決定します。

●申し立て

家庭裁判所に申し立て⇒琴浦町社協が後見等を受任します⇒法律に基づいて生活支援を行います

琴浦町社会福祉協議会内

ことうらあんしん相談支援センター (電話) 52-3600